

みんなで守ろう！公園のマナー

① いたずらに迷惑しています！！

公園内施設等を故意に傷つける行為は刑法の器物損壊罪が適用になります。市では特に悪質な被害に対して警察に被害届を提出しています。被害を未然に防ぐために、お気づきの点等ありましたら、ご連絡ください。



△壊された公園のベンチ



△折られた樹木



△トイレ内に燃えカス

② 猫にエサを与えないで！！

猫にエサを与えることによって、

- ・フン尿があり不衛生のため、公園内で遊ぶことができない。
- ・エサの食べ残しに、カラスやネズミ、ハエなどの害虫が集まり不衛生。

などの被害があり、地域住民はとても迷惑しています。

無責任なエサやりにより、「猫が集まる」、「栄養状態の良くなった猫が子どもを産み、野良猫が増える」など猫が引き起こす迷惑が増えます。迷惑を解決するために、「不妊・去勢手術を実施する」、「エサやりやフンの始末を適切に行う」など、猫を適正に管理することが必要となります。「かわいそうだから」といった無責任なエサやりは絶対にしないでください。



③ 早朝、夜間は静かにしましょう！！

早朝や夜間に、ボール遊びなどをして騒いでいる人がいます。早朝や夜間は周囲が静かな分、音がよく響きます。近隣住民の迷惑になりますので、騒音の原因とならないように静かにしてください。



▶ 問合せ 都市計画課 公園緑地係 (☎95-0157)